

平成25年度地域懇談会 意見と回答の一部を紹介します

市では、昨年度に引き続き、地域を代表する町内会・自治会正副会長、防災・安心地域委員会役員と、市の三役、職員の見交換の場として、地域懇談会を開催しました。今回で5回目となる懇談会は、昨年10月23日から11月1日までの間、市内6地区(東秋留、西秋留、多西、増戸、五日市、戸倉・小宮の各地区)で実施し、200人の方に出席していただきました。

懇談会ではテーマを「地域の課題」とし、災害時の情報伝達手段や橋りょうの整備など、地域で抱えている課題について活発な意見交換が行われました。地域の方々からいただいた貴重な意見や質問、市からの回答を要約して一部を紹介します。

災害時の情報伝達手段について



問 災害が発生した際、状況により避難勧告などを発令することがあると思いますが、あきる野市の情報伝達システムは万全なのでしょうか。

答 災害が発生した際の情報伝達手段については、まず第一に防災行政無線があります。

その他に、安心メールや緊急速報メール、防災行政無線が聞こえない場合の確認ダイヤルなどがあります。また、無線機を配備している消防団に情報を伝達し、各地域に知らせていただくという方法もあります。さらに町内会・自治会連合会では無線機を個別に購入しており、各町内会・自治会で緊急の連絡をする際に活用しています。これらの情報伝達手段を活用し、避難する地域と避難先を定めて避難勧告などを発令します。

コミュニティ事業 交付金について

問 コミュニティ事業交付金は、新たな事業を対象にしていますが、継続事業についても対象にしてみえないでしょうか。

答 現在、コミュニティ事業交付金については、町内会・自治会などによる新たな事業の取組を対象にしていますが、今後、町内会・自治会連合会等の意見を伺いながら、より良い制度にしていきたいと考えています。

問 コミュニティ事業交付金(平成25年度創設)は、市民参加による協働のまちづくりをさらに推進し、地域力の向上を図ることを目的に、コミュニティの中心的な役割を果たしている町内会・自治会をまちづくりのパートナーとして位置付け、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、地域の公共・公益的な課題解決のための自主的・自発的な新規事業に対して必要な費用を支

援する制度

橋りょうの整備について

問 塗装が劣化している橋りょうを整備してもらえないでしょうか。

答 昨年、市では市内にある15以上の橋りょうについて点検を行い、現在5以上の橋りょうについて点検をしています。今年度、この調査結果に基づき計画策定を進めています。今後、優先順位の高い橋りょうから整備を進めていきたいと考えています。

街路灯・防犯灯について



問 平成25年6月の新聞に、あきる野市は約8千基の街路灯をLED化するという記事がありました。計画はどのよう

答 市では環境省所管の補助事業を活用して、市内にある約8500基の街路灯のうち約7700基をLED化する計画を進めています。現在、この場所に、どのような蛍光灯や水銀灯があるのかを調査しており、平成26年3月末までにはLEDにしたいと考えています。LEDにすることで、電気代は低減し、寿命が約15年になると言われています。

市営住宅跡地について

問 市では、木造の市営住宅を統合し、草花小学校の西側に建て替える計画があると聞いています。市営住宅の跡地について、基本的には売却することですが、地域の要望を聞いてもらえるのでしょうか。

答 現在、木造の市営住宅は市内に9団地あります。これら9団地を統合して草花小学校の西側に99世帯が入居できる団地を建設する予定です。これら9団地の跡地については、財政の健全化を図るため、基本的には売却を考えています。

問 市では、防災・安心地域委員会と連携するなどし、高齢者の見守りを実施していますが、具体的な成果を聞きたい。

通学区域と指定学校 変更制度の見直しについて



問 通学区域と指定学校変更制度の見直しについて詳しく説明してもらいたい。

答 指定学校の変更については健康・安全配慮など10項目の理由で変更することができ、よう要綱で定めていましたが、平成26年度から学校と地域の連携や通学距離が長くなることに伴う安全確保の問題などから、指定学校変更制度について見直しを行います。具体的には、隣接通学区域を理由

とした指定学校変更は、本来通学すべき学校よりも通学距離が短い場合のみ可能となります。

問 市では、防災・安心地域委員会と連携するなどし、高齢者の見守りを実施していますが、具体的な成果を聞きたい。

高齢者の見守りについて

答 市では、防災・安心地域委員会による見守りのほか、新聞配達や乳酸菌飲料配達などによる見守りを実施しています。利用されている高齢者の方々からは、とても心強いといったお話をいただいております。大いに成果が上がっていると考えています。今後も高齢者の見守りをしっかりと行っていきたいと考えています。

問 市では、防災・安心地域委員会と連携するなどし、高齢者の見守りを実施していますが、具体的な成果を聞きたい。

第三次地球温暖化防止対策 実行計画を策定しました

問 市では、地球温暖化対策の一環として、平成13年度から市の施設から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでまいりました。平成24年度で第二次地球温暖化防止対策実行計画が終了したことなどから、引き続き地球温暖化対策を進めるため、第三次地球温暖化防止対策実行計画を策定しました。

平成24年度温室効果ガス (二酸化炭素)排出量と 第二次地球温暖化防止対策 実行計画の結果について

平成24年度の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量 平成24年度における市が管理する施設などの温室効果ガス排出量を集計しました。平成24年度の排出量は、前年度と比較して2.8割(117ト)増加しました。排出量の増加要因としては、前年度に東日本大震災などの影響により実施した徹底した節電や計画停電の影響が緩和されたことが考えられます。

表1 市の施設から出る温室効果ガス排出量の推移

年度(平成)	排出量(トン)
19年度	5,020
20年度	4,835
21年度	4,533
22年度	4,706
23年度	4,184
24年度	4,301

第二次地球温暖化防止対策実行計画の結果について 第二次地球温暖化防止対策実行計画の削減目標は、平成23年度と平成24年度の平均排出量(二酸化炭素)を基準排出量から6割削減するもので、目標を達成することができました。

表2 第二次地球温暖化防止対策実行計画の結果

基準排出量(トン)	5,316
目標排出量(トン)	4,997
平成23年度と平成24年度の平均排出量(トン)	4,243

年度までの8年間 対象 市の施設から排出される温室効果ガス(二酸化炭素) 計画目標 平成32年度における温室効果ガス排出量を4480ト(基準排出量から9.2割削減) 削減目標 455ト(基準排出量から9.2割削減) その他 第三次計画の詳細は、情報公開コーナー(市役所4階)、中央図書館、五日市図書館、東部図書館でご覧いただけます。市ホームページにも掲載しています。